

魚津市告示第86号

歳入の徴収収納事務の委託について

魚津市コミュニティセンター条例（令和2年条例第1号）第9条に規定する使用料の徴収及び収納業務を次のように委託するため、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第19条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

魚津市長 村椿 晃

1 事務を委託する者の名称、住所又は事務所の所在地及び施設名

名称	村木地域振興会 会長 亀澤 俊幸	下中島地域振興会 会長 高島 勝	上中島地域振興会 会長 二川 正博	上野方地域振興会 会長 馬場 均
住所又は事務所の所在地	魚津市村木町1番21号	魚津市慶野172番地2	魚津市吉野1280番地9	魚津市大海寺野1370番地
施設名	村木コミュニティセンター	下中島コミュニティセンター	上中島コミュニティセンター	上野方コミュニティセンター

2 委託した業務の範囲

魚津市コミュニティセンター条例第9条に規定する魚津市コミュニティセンター施設使用料の徴収業務及び同使用料の収納業務

3 委託した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで